

相模原市地球温暖化対策推進条例の改正(案)の概要について

1 改正の趣旨

地球温暖化は地球規模の問題であり、本市においても令和元年東日本台風では中山間地域を中心に多数の土砂災害が発生するなど、その影響が深刻化しており、地球温暖化対策は喫緊の課題となっています。

本市では、令和2年9月に「さがみはら気候非常事態宣言」において2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明し、令和3年8月にその道筋を示すものとして「さがみはら脱炭素ロードマップ」を策定し、地球温暖化対策を進めてきました。こうした取組を更に加速させ、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、市、事業者、市民等あらゆる行動の主体が相互に連携及び協力をし、一丸となって地球温暖化対策を推進するため、相模原市地球温暖化対策推進条例(平成24年相模原市条例第88号)を改正するものです。

2 主な改正の内容

(1) 題名の改正

題名を「さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例」とします。

(2) 定義に係る規定の改正

ア 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間で均衡が保たれた社会を条例における「脱炭素社会」の定義とします。

イ 気候変動の影響に対応して、当該影響に起因する被害の防止及び軽減その他生活の安全、社会及び経済の健全な発展並びに自然環境の保全を図るための取組について、条例における「地球温暖化対策」の定義に含めることとします。

(3) 基本理念に係る規定の追加

地球温暖化対策の推進は、2050年の脱炭素社会の実現に向け、市、事業者、市民等あらゆる行動の主体が相互に連携及び協力をし、一丸となって行われなければならないことを基本理念とします。

(4) 市、事業者及び市民の責務に係る規定の改正

ア 市は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、自ら率先してこれに取り組み、脱炭素社会の実現を目指すものとする。こととします。

イ 温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めなければならないとする事業者及び市民の責務について、地球温暖化対策のための措置を講ずるよう努めなければならないこととします。

(5) 地球温暖化対策実行計画の策定に係る規定の追加

市が策定する地球温暖化対策実行計画に定める事項として、気候変動適応に関する施策についてを追加します。

(6) 中小規模事業者による地球温暖化対策計画の作成等に係る規定の改正

ア 中小規模事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減等の目標(以下「目標」という。)を定めた地球温暖化対策計画(以下「計画」という。)を作成するよう努めるものとするものとします。

イ 計画を提出した中小規模事業者に対して市が行うよう努めなければならない支援等として、次の内容を規定することとします。

(ア) 温室効果ガスの排出の量の削減等に関して事業者が自ら定める目標の達成のための支援

(イ) 温室効果ガスの排出の量の削減等に関する指導及び助言

(ウ) (ア)及び(イ)のほか、市長が必要と認める措置

ウ 市は、中小規模事業者から提出された計画及びその実施状況の概要を公表することとします。

(7) 市の建築物に係る再生可能エネルギーの導入に係る規定の追加

市は、市の所有する施設に係る建設、維持管理、使用する電力及びエネルギーの調達等に当たって、再生可能エネルギーの導入に努めることとします。

(8) 気候変動適応の推進に係る規定の追加

ア 市は、地域の特性を踏まえ、気候変動適応を推進することとします。

イ 市は、気候変動適応に関し、事業者及び市民の理解を深めるため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととします。

3 今後のスケジュール

令和4年12月15日から	パブリックコメント(意見募集)の実施
令和5年1月23日まで	
2月	市議会3月定例会議に改正条例案を提出
4月1日	改正条例の施行
令和5年度	市地球温暖化対策実行計画の改定